随意契約理由書

1. 契　約　件　名：大阪府立農芸高等学校井水処理設備更新工事

2. 契約の相手方：江川水道株式会社
※本校の井戸水、上下水道施設を熟知しており、別件での見積合せにおいても安価で落札し誠実に履行している実績がある。

3. 随意契約の理由
定期検査において、灌水等に利用する井戸水のろ過装置内の砂が固着し、原水槽から処理水槽に水が全く流れていないことが確認された。そのままでは、灌水等ができないため、ろ過装置を通さずに「原水槽」から「処理水槽」へ直接送水するバイパス管を緊急設置した。
現在、井戸水が全くろ過されておらず、水質検査の結果、飲料水基準は不適合となっており、手洗い、衛生管理など、生徒・教職員の健康・安全に直接的な悪影響を及ぼす可能性がある。
また、ろ過されていない井戸水が流れると地中に設置されている配管が徐々に詰まっていくため、更に莫大な修繕費がかかることが予想される。
一般競争入札の手続きには、広告までに１ヶ月以上の期間を要し、この間、重大なリスクが進行し続けることになる。
これらの理由から、競争入札に付している時間的余裕がなく、もし実施していた場合、学校の正常な運営に著しい支障が生じ、生徒や教職員の安全・健康が脅かされ、または重大な財政的損失が生じる「緊急かつやむを得ない事態」であると判断される。
よって、大阪府 財務規則の運用第６２条関係第２項第１０号に基づき比較見積書を省略し、１者のみより見積りを徴取することとし、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号の規定により、随意契約を締結するものである。